

[事案 15-9] 不担保部分保険料返還請求

- ・平成 15 年 10 月 3 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 5 月 11 日 裁定打ち切り

< 申立人の主張 >

今後、がんに罹患した場合、契約前の病歴についての告知の有無に関わらず、該当特約部分の保険金が支払われないのならば、その特約部分を契約時に遡って取り消すこと。

< 保険会社の主張 >

申立人の申立には応じられない。ただし、和解の可能性を検討するため、事実確認を行いたい。

< 裁定の概要 >

申立の審理に際して、事実確認に必要な関連資料の提供を申立人に対し再三要請したものの回答がなく、裁定審理が長期間中断する状況が続いた。

そのため、最終的に回答期限を設けて申立人に督促したが進展がみられず審理継続不可能と判断し、双方に対し生命保険相談所規程第 36 条 4 項に基づき裁定を打ち切る旨通知して終了した。